

様式第九号(第二十八条関係)

表面

第百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。 一 第五十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者	確定拠出年金・企業型年金 実施事業主検査証 写真 官職又は職名 氏 名 (年 月 日生)
---	---

裏面

第 号 年 月 日交付 厚生労働大臣、 地方厚生局長 又は地方厚生 支局長印	確定拠出年金法(抄) 第五十一条 厚生労働大臣は、この法律の施行に必要な限度において、事業主に対し、企業型年金の実施状況に関する報告を徴し、又は当該職員をして事業所に立ち入って関係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査させることができる。 2 前項の規定によって質問及び検査を行う当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
---	---

備考 この証は、A列7番の大きさとし、厚紙を用い、中央の点線のところから二つ折とすること。